

「千葉県社会福祉審議会規程」の一部改正について

1 改正内容

(1) 児童福祉法の改正に伴う審議事項の変更

規程第7条に定める児童処遇部会の審議事項について、「児童福祉法第33条第5項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること」を削除する。

(2) その他文言の整理

2 児童福祉法改正の概要

- 平成29年6月21日公布の「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」において、親権者等の意に反して2ヵ月をこえて一時保護を行う場合には、都道府県児童福祉審議会の意見聴取に代えて、家庭裁判所による審査を導入することとなり、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2ヶ月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、都道府県知事は家庭裁判所の承認を得なければならないこととなった。(児童福祉法第33条5項)
- これまで、児童福祉法第33条第5項における都道府県児童福祉審議会の意見聴取については児童処遇部会で審議してきたが、平成30年4月1日の施行を受け、今年度以降児童福祉法第33条5項に関する審議については児童処遇部会で審議しないことから、規程においても当該審議事項を削除することが適当である。

3 施行日

平成30年9月7日

家庭裁判所による一時保護の審査の導入 **新規** 【児童福祉法】

- 一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断で行うことができるが、手続の適正性を一層担保する観点から司法関与が求められている。
- 本来暫定的な措置(原則2ヶ月)である一時保護が長期化している場合がみられる。

改正法による対応

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬこととする。

改正後

現行

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬ。

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

○ 一時保護の期間別件数(年間換算、推計値)【単位:件】

	開始時	2ヵ月経過時
総数	30297	3612
同意あり	23811	3144
同意なし	6486	468

(参考1)

- ・施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数
年間**317件** (平成28年度福祉行政報告例)

(参考2)

- ・児童相談所の設置数(平成28年10月1日現在)
全国210か所
- ・家庭裁判所の設置数(平成28年7月1日現在)
全国253か所 (本庁50か所、支部203か所)

※ 全国の児童相談所(209か所)に対し実施した調査の結果
平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査

<例外>

- 親子関係に関するより重大な判断を既に司法に委ねている場合(施設入所等の申立て、親権喪失の請求、親権停止の請求等を行っている場合は、家庭裁判所の承認を必要としない。
- 2ヶ月経過前に申立てを行っているが、家庭裁判所の審判がまだ確定していない場合で、やむを得ない事情がある場合 (即時抗告が行われた場合等)は、引き続き一時保護ができる。

新旧対照表

○千葉県社会福祉審議会規程

新		旧	
第1条から第6条まで 略		第1条から第6条まで 略	
(部会の設置及び調査審議事項等)		(部会の設置及び調査審議事項等)	
第7条 分科会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事項を調査審議する。		第7条 分科会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事項を調査審議する。	
(身体障害者福祉専門分科会)		(身体障害者福祉専門分科会)	
審査部会	身体障害者の障害程度に関する知事の諮問事項の審議に関すること	審査部会	身体障害者の障害程度に関する知事の諮問事項の審議に関すること
(児童福祉専門分科会)		(児童福祉専門分科会)	
母子・里親部会	母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条及び同法施行令第13条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法施行令第29条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 母子保健法第7条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること	母子・里親部会	母子及び寡婦福祉法第7条及び同法施行令第13条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法施行令第29条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 母子保健法第7条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること
施設部会	児童福祉法第35条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第46条第4項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第59条第5項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における重大事故の再発防止のための事後的な検証に関する知事の諮問事項の審議に関すること	施設部会	児童福祉法第35条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第46条第4項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第59条第5項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における重大事故の再発防止のための事後的な検証に関する知事の諮問事項の審議に関すること
児童処遇部会	児童福祉法第27条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること <u>(削除)</u>	児童処遇部会	児童福祉法第27条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること <u>児童福祉法第33条第5項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること</u>

	児童福祉法第33条の7の規定による知事の諮問事項の審議に関すること
--	-----------------------------------

社会的養護検討部会	児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議に関すること
-----------	------------------------------------

2 社会的養護検討部会は、前項の規定による調査審議のほか、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の防止等に関する事項を掌る。

第8条から第16条まで 略

附 則

この規程は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月7日から施行する。

	児童福祉法第33条の7の規定による知事の諮問事項の審議に関すること
--	-----------------------------------

社会的養護検討部会	児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議に関すること
-----------	------------------------------------

2 社会的養護検討部会は、前項の規定による調査審議のほか、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の防止等に関する事項を掌る。

第8条から第16条まで 略

附 則

この規程は、平成28年12月20日から施行する。